

# 知財の広場

## 法改正 知り得た時が 理解のしどき ～気を付けよう！ 身近な法令改正～

最近、同級生の農業者からトラクタの運転に関して法律改正があったことを知っているかと聞かれました。地方運輸局から[「道路運送車両の保安基準 第 55 条」に基づく基準緩和認定について公示](#)が行われ、農作業機を直接装着した農耕トラクタの公道走行が可能になったとのこと。でもいろいろと条件があり[緩和内容](#)を正しく理解していないと無免許運転の罰則など行政処分の対象です。

もう一件は[「ながら運転、12月1日から厳罰化 違反点数・反則金3倍」](#)（日本経済新聞 電子版 2019.11.30）です。こちらも[改正内容](#)を正確に理解しておかないと大変です。道路交通法の条文（令和元年12月1日施行）（運転者の遵守事項）第71条5の5にはカッコ書きでいろいろと例外、除外が規定されています。

私たちに関係のある知的財産関連の法令改正も度々改正されています。詳しくは[特許庁のホームページ](#)をご参照ください。

- ・特許法等の一部を改正する**法律**（令和元年5月17日法律第3号）
- ・特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める**政令**  
（令和元年11月7日政令第145号）
- ・特許法施行規則等の一部を改正する**省令**  
（令和元年6月19日経済産業省令第16号）

当然、私たちの相談業務においても法改正関連のご相談を施行期日前に多くいただきます。上記の「トラクタの運転」や「ながら運転」と同じく改正内容を正しく正確に理解したうえで、相談者に適切な内容を伝えられるよう努めています。

大切なことは、法改正の情報を早くキャッチし、早くから勉強理解しておくことと自戒しています。

タイトル「[法改正 知り得た時が 理解のしどき](#)」を念頭に。